

## 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第13回）

### 議事要旨

■ 審議方法：書面審議

■ 議 題：土壌制度小委員会の設置について

■ 参加委員：古米部会長、浅見委員、大久保委員、大塚委員、白石委員、高村委員、中川委員、朝比奈委員、岡久委員、小川委員、風間委員、木坂委員、小林委員、肴倉委員、鈴木委員、大東委員、田中委員、谷口委員、東海委員、中島委員、奈良委員、西嶋委員、根岸委員、林田委員、古矢委員、三浦委員、山室委員

■ 審議結果：6月11日に各委員に開催通知を送付し、電子メールにて27名の委員より回答を得た。7月3日に回答結果を部会長にご報告し、同日付けで土壌制度小委員会を設置とする旨了承を得た。

■ 議事概要：下記のとおり。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第13回）議事概要  
 （議題：土壌制度小委員会の設置について）

■回答結果

了承する : 27名

了承しない : 0名

■個別にいただいた御意見及びその対応

御意見	対応
<p>[浅見委員]                      廃棄物や土壌回復なども含め土壌汚染対策の制度に関して議論が進むことを期待いたします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、土壌制度小委員会（以下「本小委員会」という。）で土壌汚染対策法に関する今後の土壌汚染対策の在り方等について議論してまいります。</p>
<p>[白石委員]                      土壌汚染対策法における PFAS 等の新たな懸念物質の扱いについてのご検討もお願いします。</p>	<p>科学的知見から今後の土壌汚染対策において対応の必要性が高いと考えられる物質の取扱い等については、まずは、土壌環境基準等の設定等を調査審議する「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会」において御審議いただくことを想定しております。</p>
<p>[風間委員]                      PFOS 関連の汚染が大きな社会問題となっている。今後の土壌制度を考える良いタイミングでもあり、小委員会の設置は必須と考える。</p>	
<p>[高村委員]                      小委員会設置の意義は理解しました。小委員会の名称が、ややわかりにくいと感じました。例えば、「土壌汚染対策制度検討小委員会」というような名称の方がわかりやすくないでしょうか？ご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>土壌汚染対策制度に係る小委員会としては、既に「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会」が設置されておりますところ、土壌汚染対策法の在り方等を議論いただく小委員会（いずれも過去に設置・廃止したもの。）の名称としては従前より「土壌制度小委員会」を用いており、当該名称が関係者において最も認識しやすいと考えたことから、今般も同じ名称を用いることとしたものです。</p>
<p>[小川委員]</p>	<p>本小委員会では、土壌汚染対策法の施行状況等を踏まえ、同法の土壌</p>

御意見	対応
<p>適切と考えます。(対象がどのような場所の土壌(農地のみか公園・宅地なども含むのか)か等も、今後の調査・審議になるとの認識です)</p>	<p>汚染状況調査等の在り方等についても議論してまいります。</p>
<p>[小林委員] 土壌汚染対策については、低リスクであっても掘削除去などの法律で求める以上の対策がとられることが少なくなく、他の環境負荷の発生や社会への大きな負担となっている。リスク管理の考え方の社会への普及の方策について更に議論を深めていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、本小委員会で土壌汚染対策法に関する今後の土壌汚染対策の在り方等について議論してまいります。</p>
<p>[大東委員] 私は、愛知県や名古屋市の土壌・地下水汚染対策に関する条例制定に関わってきましたので、土壌汚染対策法の今後の在り方や同法の運用については、土壌汚染と地下水汚染と一緒に考える必要があると思っています。本部会の土壌制度小委員会での調査審議に期待します。</p>	
<p>[山室委員] 水については「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会」と「生活環境の保全に関する水環境基準小委員会」があります。前者は人への直接の影響、後者は水生生物への影響を対象にしていると思います。今回の「土壌制度小委員会」は「土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に関する今後の土壌汚染対策の在り方及び同法の運用等について調査審議する。」とあります。土壌汚染対策法の概要を見ると、「土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。」ことを目的とすると説明されていました。人の健康だけでしたら「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会」と内容が重なると思いますので、この委員会では生活環境(=人以外の</p>	<p>御指摘の「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会」につきましては、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定等を調査審議するものです。一方、本小委員会につきましては、土壌汚染対策法に関する今後の土壌汚染対策の在り方等について調査審議いただくものであり、両委員会の所掌には御指摘のような重複はございません。</p> <p>また、土壌環境保全と生物多様性保全等の人の健康の保護以外に関する施策の関係性につきましては、令和6年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」において、「ネイチャーポジティブの実現に向け、良好な環境の創出等を通じて自然を活用した解決策(NbS)を推進するなど、水、土壌環境においても生物多様性の保全の強化に資する施策や、自然環境や生物多様性を活用した施策の強化を講じる。」「土壌が有</p>

御意見	対応
<p>生物への影響) についても調査審議すると考えてよろしかったでしょうか？</p>	<p>する炭素貯留、水源の涵養といった環境上の多様な公益的機能に関して、市街地等も対象にしつつ、より良い地域づくり等に活用しやすい形での情報の収集、整理等を図る。」などとされたところであり、本小委員会におきましても、同計画を踏まえて議論してまいります。</p>